

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 農林水産省

No	11
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 其他（都市計画税）
要望項目名	農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の軽減措置の延長
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 各都道府県に整備した農地中間管理機構が、農地の所有者から農地を借り受け、法人経営体や大規模家族経営、リース方式で参入する企業などの担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化の意向に配慮して転貸。</p> <p>・特例措置の内容 農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、所有する全農地（10アール未満の自作地を残した全農地）を、新たに、まとめて、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた場合、当該農地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準額を2分の1に軽減する（軽減期間は貸付期間15年以上で5年間、10年以上で3年間）。</p> <p>・要望の内容 適用期限の2年延長</p>
関係条文	地方税法附則第15条第42項
減収見込額	<p>[初年度] - (▲163) [平年度] - (▲163)</p> <p>[改正増減収額] ▲100 (単位：百万円)</p>
要望理由	<p>(1) 政策目的 担い手への農地集積・集約化と農地の確保</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 現在、我が国では農業の成長産業化を図るため、農地中間管理機構を通じた農地利用の集積・集約化を進めているところであり、農地中間管理機構は、担い手の農地利用の集積・集約化を図るため、複数の所有者から農地を借り受け、まとまった形にして農地を転貸できるリース方式を中心に権利移転を行うこととしている。</p> <p>担い手の利用面積のシェアは、平成25年度まで一時停滞していたが、機構が活動を開始した26年度の年度末には再び上昇に転じて50%に、28年度末には54%に到達している。そのような中、本特例措置は平成28年度に創設され、初年度の本特例措置の適用農地面積は1万haを超え、機構を活用した農地利用の集積・集約化に寄与した。</p> <p>一方、35年度目標である8割を達成するために、機構については、①農業委員会改革と連動した地域の推進体制の強化、②土地改良法改正を踏まえた基盤整備との連携の強化等とを通じて取組を更に加速化していくことに加え、より一層の機構活用を促すため、農地の出し手へのメリットである本特例措置を引き続き継続していく必要がある。</p> <p>② 意欲ある農業者に対する農地の利用集積については、各種法令等において次のとおり規定等されている。</p> <p>ア 平成25年6月14日に閣議決定された日本再興戦略 今後10年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用される。</p> <p>イ 食料・農業・農村基本法第23条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<<大目標>> 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 <<中目標>> 農業の持続的な発展 <<政策分野>> 担い手への農地集積・集約化と農地の確保
	政策の達成目標	今後 10 年間（平成 35 年度まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間延長
	同上の期間中の達成目標	担い手が利用する農地の面積を 28 万 ha 拡大する。
	政策目標の達成状況	平成 28 年度末における担い手による農地の利用面積は全農地面積の 54%にとどまっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 30 年度見込（平成 31 年度課税） ・固定資産税 適用者数（人）： 55,314 減収額（百万円）：162.8 ・都市計画税 適用者数（人）： 固定資産税の課税軽減適用者 55,314 の内数 減収額（百万円）：0.0
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	離農農家等が所有する農地が機構を介して担い手に利用される。 平成 28 年度適用実績（平成 29 年度課税）：適用者数 18,438、適用面積 11,501 ha 平成 30 年度適用見込（平成 31 年度課税）：適用者数 55,314、適用面積 34,503 ha
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	農地法に基づき農業委員会が農地中間管理機構と協議すべきことの勧告をした農業振興地域内の遊休農地について、固定資産税等における農地の評価において農地の売買事情の特殊性を考慮し、正常売買価格を修正するため乗じられている率を乗じないこととする評価方法の変更（課税強化）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付ける地域や個々の出し手に対して交付する機構集積協力金（平成 29 年度予算額：100 億円 ※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	今後 10 年間（平成 35 年度まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用されるよう推進
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、所有する全農地の機構への貸付けを要件とし、特に離農農家による機構への貸付けのインセンティブとなるものである。また、予算上の措置等との相乗的な効果となる。課税軽減の適用期間は、機構への貸付け期間に応じ、3年間又は5年間と限られており、必要最小限の措置となっている。本特例措置は、毎年の予算額に左右される補助事業と異なり、要件を満たす農地を一律に適用できるため、適切かつ有効な手段である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 28 年度実績推計（平成 29 年度課税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税 適用者数（人）： 18,438 減収額（百万円）： 54.3 ・ 都市計画税 適用者数（人）： 固定資産税の課税軽減適用者 18,438 の内数 減収額（百万円）： 0.0
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成 28 年度の農地中間管理機構の借入面積 42,195ha のうち、農業委員会が本課税軽減措置の対象面積として市町村税務部局へ情報提供した面積 11,501ha（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 1 月 1 日）の占める割合は約 27%となっている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>今後 10 年間（平成 35 年度まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 28 年度末における担い手による農地の利用面積は全農地面積の 54%にとどまっている。これは、達成目標が平成 35 年を目標時点としているためである。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 28 年度 創設</p>